



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計通信

2019年9月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## キャッシュレス・消費者還元事業について

キャッシュレス・消費者還元事業は、消費税率が引き上げられる2019年10月1日から2020年6月30日の9カ月間、キャッシュレス手段を使った支払いへのポイント還元とキャッシュレス決済の導入を支援する制度です。

### ◆キャッシュレス決済でお得にお買い物

事業期間中、対象加盟店で、キャッシュレス決済手段を使って、お買い物をすると、原則として、購入金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では、2%のポイント還元を受けることができます。

キャッシュレス決済とは、現金を使わない決済のことで、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなどによる決済が本事業の対象になっています。なお、法人カードを使用した場合もポイント還元が受けられます。

### ◆加盟店側のメリットは？

決済事業者(カード会社)を通じて、加盟店として登録を行うことで上記の消費者還元による集客が見込めるだけでなく、キャッシュレス決済に必要な端末を自己負担なしで導入できるほか、事業期間中は決済手数料の1/3を国が負担してくれるなどのメリットがあります。この機会にキャッシュレス決済の導入を検討してみてはいかがでしょうか。

また、すでにキャッシュレス決済を導入している会社も、改めて決済事業者を通じて登録を行わなければポイント還元の対象店舗にはならないのでご注意ください。

(川戸 記)

